

総括基準（旧緊急時避難準備区域の滞在者慰謝料等について）

（総括基準）

本件事故発生時に旧緊急時避難準備区域に居住していた者のうち、中間指針第3の6の指針ⅠからⅤまで、中間指針第二次追補第2の1(2)の指針Ⅰ及びⅡ並びに総括基準（避難者の第2期の慰謝料について、精神的損害の増額事由等について）に基づく慰謝料支給要件を満たさない期間（ただし、旧緊急時避難準備区域の外に確定的に転居・移住した後の期間を除く。）がある者については、当該期間について、仲介委員の定めるところにより、次の1)又は2)のいずれかに掲げる慰謝料を賠償する。

- 1) 平成23年3月11日から平成23年9月30日まで
月額10万円
（平成23年3月分は1か月分の10万円を賠償する。）
平成23年10月1日以降 月額8万円
この基準による場合は、当該期間中の生活費の増加費用（低額とはいえないものに限る。）については、当該慰謝料に含まれておらず、別途賠償を受けることができるものと扱う。

- 2) 平成23年3月11日以降 月額10万円
（平成23年3月分は1か月分の10万円を賠償する。）
この基準による場合は、1)の基準による者との間に看過し難いほどの顕著な不公平が生じない限り、当該期間中の生活費の増加費用の全額が、当該慰謝料に含まれているものと扱う。

以上